

「新しい公」の基本方針

－ 「新しい公」の推進に向けた取組みについて －



なばりのナッキー

2009年3月

名張市

目 次

はじめに	2
1 「新しい公」とは	3
(1) 「新しい公」とは(多様な主体が支えあう社会)	
(2) 多様な主体とその活動の特徴	
(3) 「新しい公」が目指すもの	
(4) 「新しい公」の領域	
(5) 「新しい公」がさらに進むと	
2. 「新しい公」の展開に向けた課題	7
(1) 市民の課題	
(2) 地域組織の課題	
(3) 市民活動団体の課題	
(4) 事業者の課題	
(5) 市の課題	
3. 補完性の原則によるまちづくり	8
(1) 市民ができること	
(2) 地域組織ができること	
(3) 市民活動団体ができること	
(4) 事業者に求められること	
(5) 市が行うこと	
(6) 補完性の原則によるまちづくりのイメージ	
4. 「新しい公」の推進に関する施策の方向	11
(1) 「新しい公」のしくみづくり	
(2) 「新しい公」の環境整備	
(3) さまざまな主体間のコーディネート	
(4) 情報収集および提供	
(5) 「新しい公」を推進する人材の養成	
(6) よりふさわしい主体での事務事業の実施	
(7) 「新しい公」を継続させるための経済的戦略	
5. 今後に向けた取組み	14
6. 資料	15
(1) さまざまな分野での「新しい公」のかたち	
(2) 「新しい公」を進めるための当面の取組み	

はじめに

右肩上がりの経済成長期における物質的な豊かさから、今日は精神的な豊かさによる充実感を求めるなど、市民ニーズの多様化が進んでいます。一方、縮小基調が想定される社会経済状況の下では、人口増加、税収増加と共に拡大してきた行政サービスをそのまま維持していくことが難しくなっています。

このような中、名張市では、古くから地域住民の結びつきが強く、「寄り合い（よりあい）」という形により地域課題を自ら話し合い、自ら解決するための活動が活発に行われていました。住宅地においては、自治会や公民館活動などが活発化し、相互扶助活動として力を発揮しています。また、住民自治をさらに活発化していくため、市では条例などの環境整備や各種施策を積極的に実施してきました。

このような地域課題の解決に向けた取組みをさらに進めることが、市民一人ひとりの人生が充実し「共に助け合い、潤いと豊かさを実感できる生涯現役の社会」の構築につながります。そのため、名張市の宝であり地域資源でもある人材（団塊の世代など豊富な人材）を生かしながら、さらなる市民活動の推進に努め、本市に最も適した「市民との協働によるまちづくり」の形が求められています。

今回「新しい公」の基本方針を策定し、「市民との協働のあり方」や「役割分担についての基本的な考え方」を整理し、基本方針にその推進の方向性を示すことにより、持続可能な市民主権のまちづくりを推進します。

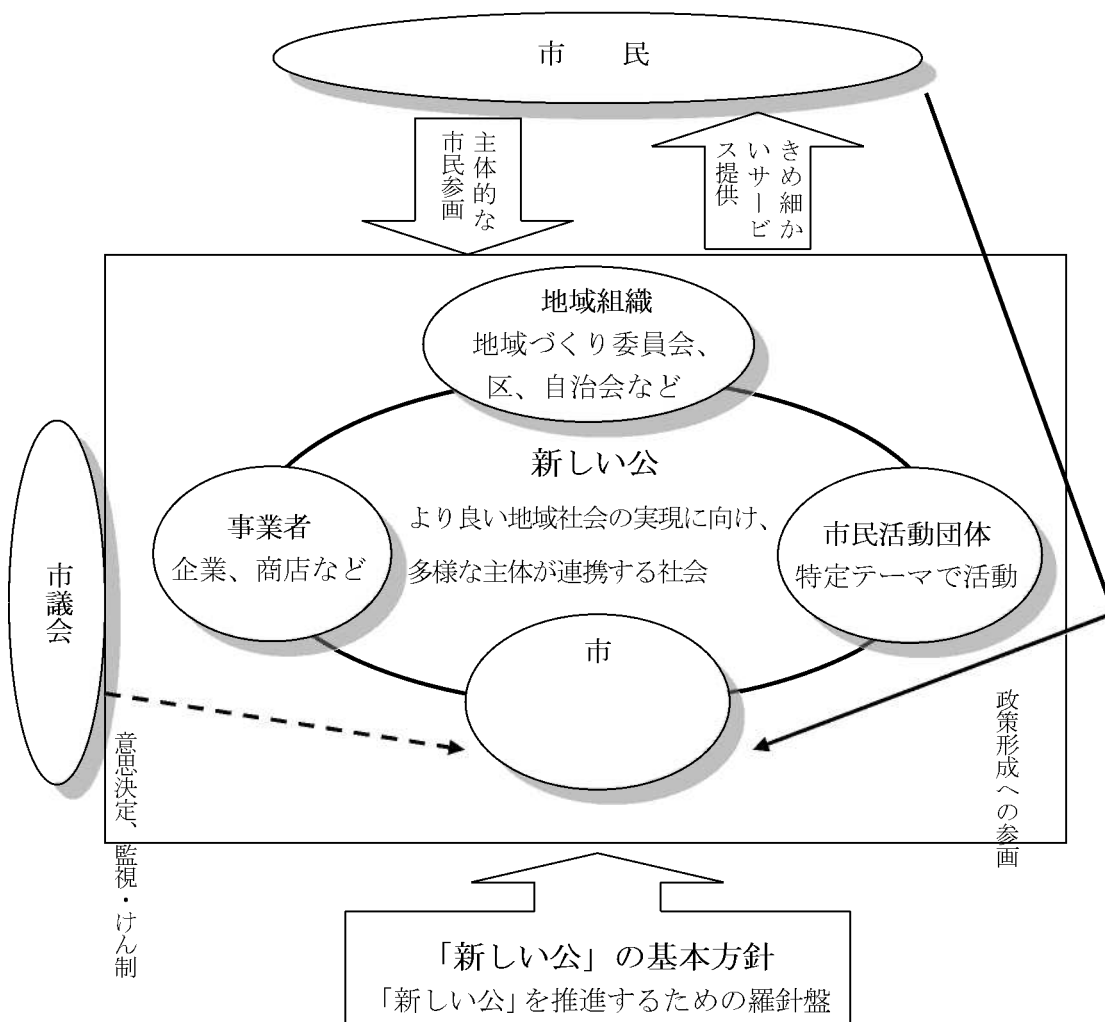
1. 「新しい公」とは

(1) 「新しい公」とは（多様な主体が支えあう社会）

平成 16 年 3 月策定の市総合計画「理想郷プラン」では、「人権尊重を原点に、自立と支えあいにつくる福祉の理想郷」をまちづくりの基本理念とし、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、市など多様な主体が、互いの役割と責任を自覚しながら対等な関係のもとに、参画と連携によりみんなで支えあう社会のことを「新しい公」としています。

市では、この基本理念に沿って「名張市市民公益活動促進条例」の制定や「ゆめづくり地域予算制度」の創設、市民活動支援センターの開設など、住民自治を確立させるための新しいしくみづくりを行ってきました。これにより、区や自治会、地域づくり委員会などの地域組織や市民活動団体などが中心となり「誰もが安全で安心して暮らせる社会」を目指し、環境、教育、福祉、防犯・防災などの分野で自主的、自発的に「公」を担う活動が活発化しています。

○ 「新しい公」が担う社会のイメージ



(2) 多様な主体とその活動の特徴

「新しい公」を支える多様な主体について、その主体ごとの活動の特徴と具体例をまとめると以下のように整理することができます。

主体区分	活動の特徴	主体の具体例
市民	「市民は主権者」であるのと同時に、個人や多様な主体の構成員として、「新しい公」の担い手となります。	公益活動への参加・参画、互いを認め合う意識
市（行政）	市民ニーズや時代の変化に即応したルールづくり、法規や制度に基づいた施策を実施します（公平性、公正性）。	基本方針では、地方自治体としての市を意味します。
地域組織	地域のニーズや課題に基づき活動します。この活動は、一定地域のみでの活動だけではなく、他地域との共通のニーズや課題に繋がり取組みが広がる可能性があります。	地域づくり委員会、区や自治会。 子ども会、老人会など地域のつながりを基盤とする組織も含まれます。
市民活動団体	地域範囲にとらわれず、目的やテーマ、社会のニーズ、課題に基づき活動します。近年は、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公益的な市民活動団体が増加しています。	サークル、互助会、NPO法人、法人格はないが特定のテーマや目的を持ち活動する団体、ボランティア団体など
事業者	地域社会の一員としての役割と、社会における事業者の信頼性の確保を前提に活動します。	事業者に求められる社会責任や地域社会に貢献できる活動

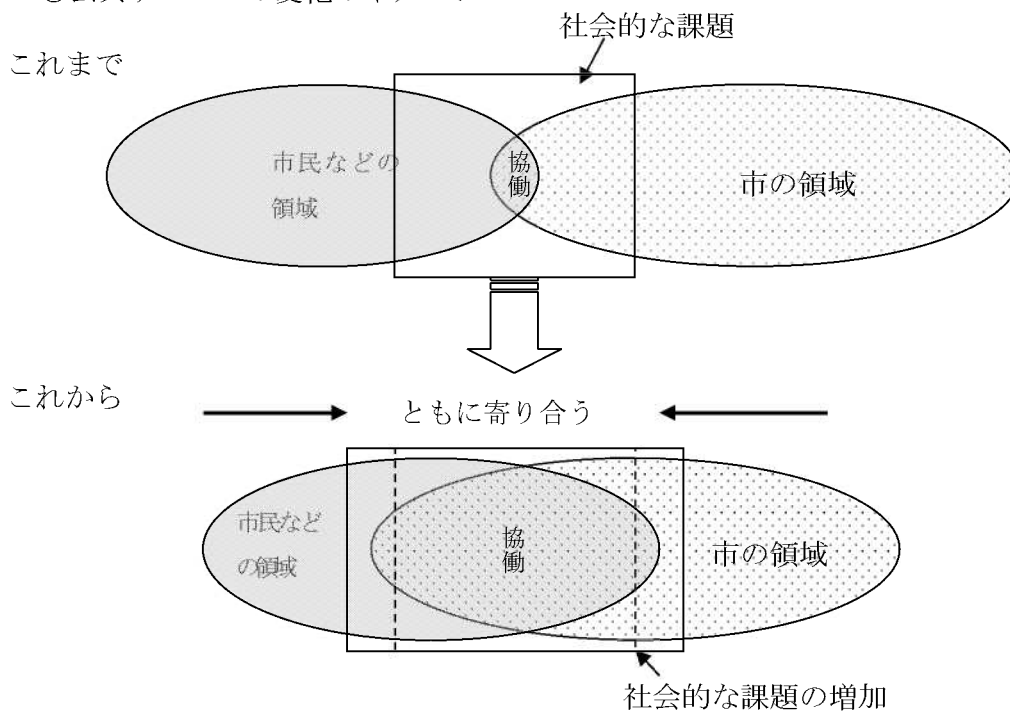
(3) 「新しい公」が目指すもの

「新しい公」は、少子高齢社会の到来により、増加が予想される公共サービスの需要に対応できる社会づくりを目指しています。それには、市民・地域組織・市民活動団体・事業者など「新しい公」の主体による、自主的、自発的に「公」を担う活動をさらに活発化させるとともに、市民などと行政がともに「公」を担う協働の領域を増やしていくことが大切です。

この取組みをさらに進めることで、縮小基調が想定される社会経済状況の下、行政は、さらなる簡素・効率化を図り、より小さな行政へと行政改革を推進していきます。

また、この新しい時代を乗り切るためには、市民などが市とともに地域社会を支える主体となり、公共サービスの受益者であると同時に担い手でもあるという意識を持ち、ともに支えあう地域社会づくりを目指していく必要があります。

○公共サービスの変化のイメージ

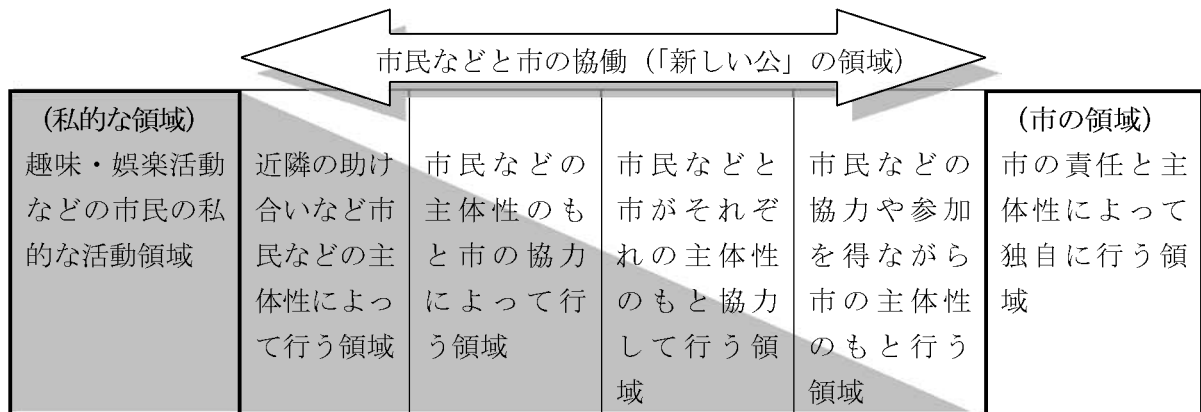


解説：社会的な課題は増加していくことが予想されます。そこで、市民などと市がともに寄り合い「協働の領域」を増やすことにより、社会的な課題の増加に対応し、行政だけでは提供することが難しい、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。

(4) 「新しい公」の領域

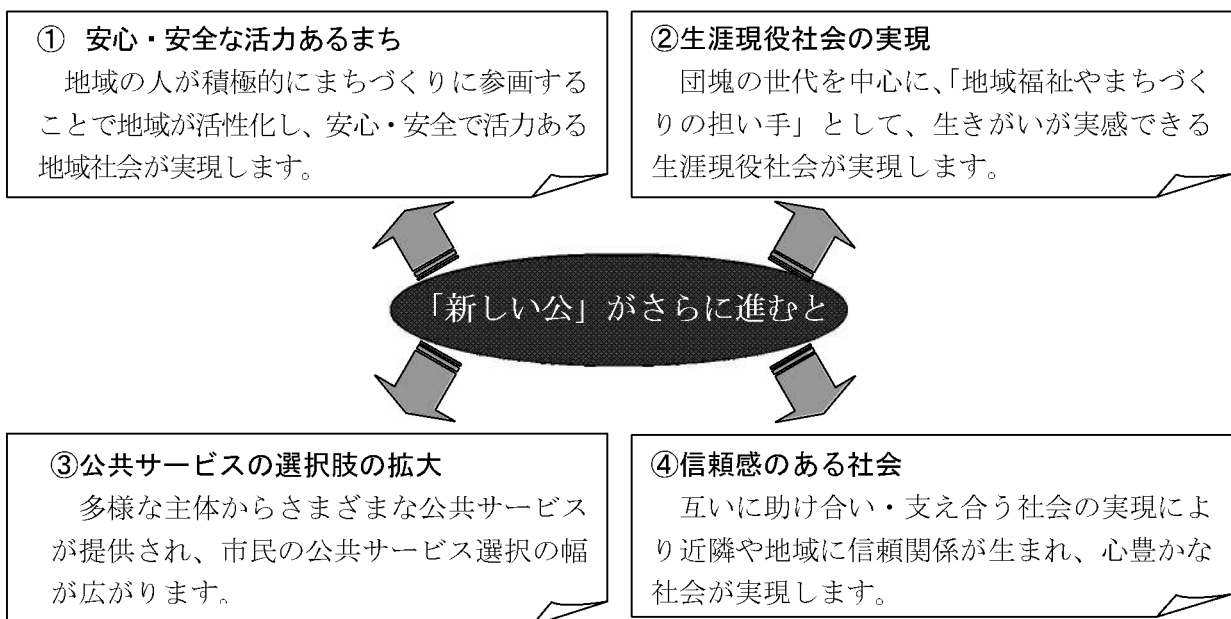
「新しい公」では、趣味・娯楽活動など市民の私的な活動領域と、許認可など公権力を伴う領域以外は、市のみが担うものではなく、多様な主体との協働により担っていく「新しい公」の領域としています。

「新しい公」の領域には、市民などが主体的に取り組み、市が協力するものから、市主体で市民などが協力するものまで、さまざまな形態が考えられます。そのため、個別の事業や施策ごとに、ふさわしい協働の形態を決め役割分担を明確にしていきます。



(5) 「新しい公」がさらに進むと

「新しい公」が実現すると、公共サービスの質や量が向上するだけでなく、生きがいやよりよい地域づくりにつながります。



2. 「新しい公」の展開に向けた課題

多様な主体が各々の特長を生かし役割を分担しながら活動していくためには、互いに平等で対等な関係づくりが求められます。そのため、透明性、公開性、相互の信頼関係を確保し、お互いに守るべきルールや考え方を共有しながら連携を進めていくことが必要です。

(1) 市民の課題

名張市自治基本条例では、「市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない」としています。このため、今までの「行政依存型」の社会から、住民同士のつながりを背景にした「相互扶助型」の社会へ回帰しようとする流れの中で、市民の意識改革をさらに進めていく必要があります。

(2) 地域組織の課題

市では、平成15年度から、まちづくりを市民が「自ら考え、自ら行う」ため、ゆめづくり地域予算制度を導入しました。これにより、各地域で特徴のある活動が行われ、地域課題解決に向けた取組みも始まっています。この取組みをさらに進め、地域組織が、優先すべき地域課題に対し、地域予算をより効果的に活用し事業を展開することが求められます。

また、市内の地域組織には、区や自治会、地区区長会、地域づくり委員会などがあり、それぞれの役割分担が明確になっていないことや、組織が複雑化しているため地域の意思決定などに時間がかかることなどの課題が生じています。

(3) 市民活動団体の課題

市内には、趣味や娯楽活動などの市民活動団体が多数活動しています。また、この中には、公益的な事業に関心を持ち、市民公益活動実践事業などを活用し、「新しい公」の担い手として活躍する団体も増えてきています。今後、このような市民活動団体をさらに増やしていくことが必要となります。

一方で、市民活動団体独自で公共サービスを提供するには、限界があります。そこで、他の市民活動団体や地域組織との連携が今後の課題となっています。また、市内には、市民活動団体をサポートする組織（中間支援組織）が存在しておらず、活動拠点となる市民活動支援センターの整備とともに中間支援組織によるサポート体制の整備を進めていく必要があります。

(4) 事業者の課題

近年、社会貢献活動を行う事業者が増えてきているものの、全国一律の社会貢献活動を行うものが多く、それぞれの地域に合わせた活動を行っている事業者はまだ少ないのが現状です。そのため、地域の一員として、地域組織や市民活動団体などとの連携が課題となっています。

(5) 市の課題

市は、右肩上がりの経済成長の中で、公共サービスの範囲を拡大し、本来、住民相互の助け合いで行われるべき「公」の範囲についても公共サービスを提供してきました。

しかし、今後、高齢社会の到来により、多様化していく市民ニーズに市のみで対応していくことが難しくなっています。

そこで、多様な主体から公共サービスが提供される社会を目指し、市とともに公共サービスを提供することができる地域組織や市民活動団体などの活動を活性化させるための施策を行っていく必要があります。

3. 補完性の原則によるまちづくり

「新しい公」では、地域課題について、「市民自らが、地域や市民活動団体などとの協力により解決を図る」ことを基本としています。また、地域だけで解決できない課題は、市との協働により取り組む。それでも解決できない課題は、市や県、国など行政が取り組む」という「補完性の原則」がまちづくりの基本となります。

(1) 市民ができること

市民一人ひとりが、「公共サービスの受け手」であるとともに、「公共サービスの担い手」であるという意識のもと、「お互いを認め合い、支えあう、心の豊かさ」を持ち、市民活動などへ積極的に参画していくことが必要です。

①市民活動への積極的な参加

安全・安心なまちづくりや、地域の活性化には、市民自らが地域組織や市民活動団体などへの積極的な参加や連携により、自主的・自発的に活動を行っていくことが必要です。

②市の政策への参画

「新しい公」では、市民が主体となり地域組織・市民活動団体・市などとともに「考え、つくり、行動」する協働によるまちづくりが求められています。

そのため、市施策の実施段階だけではなく、市の政策過程への積極的な市民参画が必要です。

③互いを認め合う社会の実現

「新しい公」では、市民一人ひとりが互いを思いやり、互いに助け合える社会の実現を目指しています。そこで、市民一人ひとりが、できる範囲で近隣同士の助け合いや地域のまちづくりに参加することが求められます。

(2) 地域組織ができること

市内各地域では、「共助のまちづくり」の担い手として、環境、教育、福祉、防犯・防災などの分野で、ゆめづくり地域予算制度をもとに地域の特徴を生かした地域課題に対する取組みが進められています。これらをさらに活発化することで市民主権（自己決定・自己責任）のまちづくりが実現されます。

①都市内分権の推進

市民がいつまでも働き、学び、暮らし続けていける持続可能な地域づくりを進めていくには、地域組織自らが、これまでの行政主導の自治運営から、市民主権を基本とする地域組織主体の自治運営に移行していく必要があります。

②地域組織の役割の認識

市民主権のまちづくりを進める中で、どの範囲まで地域が責任を持って担うことができるのかを市との対話の中で、互いに認識することが必要です。

③地域課題解決に向けての取組み

地域課題によっては、市が行うより地域が直接、課題解決の取組みを行ったほうが、より迅速・効果的に処理できるものがあります。これらの地域課題に対し、地域組織が必要な権限や原資を持ち、解決に向けて取組みを進める必要があります。

(3) 市民活動団体ができること

市民活動団体の持つ、先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特徴を生かしながら、活動領域を広げていくことが期待されています。

また、市民が市民活動団体から安心して公共サービスを受け続けるためには、市民活動団体の安定性や継続性が求められます。

①活動内容の公開

市民活動団体が公共サービスの担い手として、市民から信頼を得るためには、その目的や活動内容などの情報を積極的に公開し、広く理解を求める必要があります。

②公共サービスの担い手への変革

市内には、趣味やサークルなどの市民活動団体が多く存在します。これらの市民活動団体が、その特徴や経験を生かすことにより、公共サービスの担い手として活躍していける可能性が十分考えられます。

③他の主体との連携

市民に、より多様で豊富な公共サービスを柔軟に提供していくためには、市民活動団体独自の活動だけでは限界があります。そこで、他の市民活動団体や、地域組織、事業者、市などとの連携が必要です。

そのため、市民活動支援センターで行っている市民活動団体のコーディネートを、より市民の立場に立って行うことができる民間の中間支援組織の育成が必要です。

(4) 事業者に求められること

事務事業活動を通じて、社会の発展に寄与する社会的責任のほかに、地域組織や市民活動団体などとの協働や従業員の社会貢献活動の奨励、災害時における資機材や救援物資の提供など、地域の一員としての社会貢献が求められます。

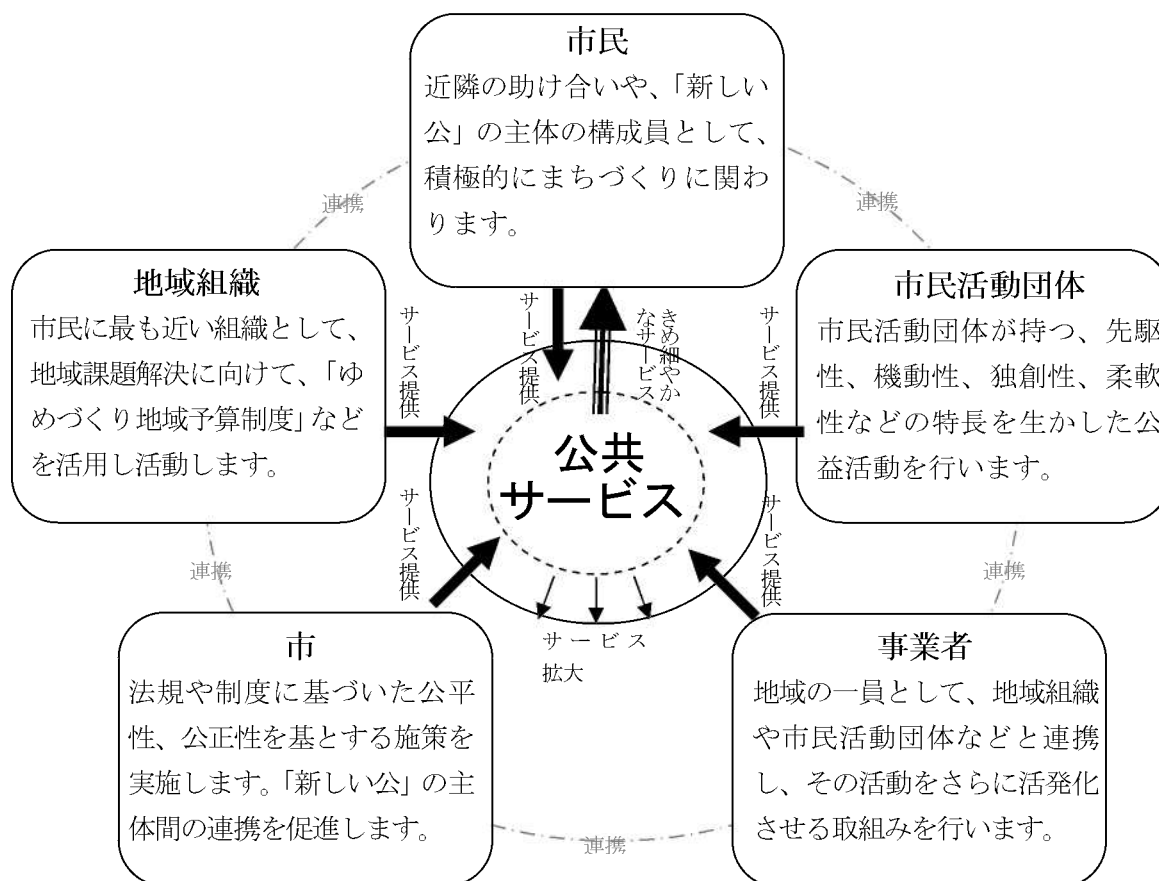
(5) 市が行うこと

地域組織や市民活動団体などを市政運営の最大のパートナーと位置づけ、協働による市政運営へと転換を図ります。

そのため、積極的に都市内分権を推進し、地域組織や市民活動団体などの活動を活発化させるため、「まちづくりに必要な権限や財源」などを移譲するとともに、地域組織や市民活動団体などの活動をサポートするための施策を推進していきます。

(6) 補完性の原則によるまちづくりのイメージ

「新しい公」のそれぞれの主体が、互いの役割や責任を自覚し、互いに連携し、それぞれの取り組みを進めることで、市全体の公共サービスの量が増加していきます。



※防災や環境など具体的な分野での協働の例を資料 (P.15～16) に示しています。

4. 「新しい公」の推進に関する施策の方向

「新しい公」を推進するための基本的な市の施策の方向性を、次のとおり定めます。

(1) 「新しい公」のしくみづくり

「新しい公」を推進するため、市の施策へ積極的に市民が参加できるしくみづくりを行いません。また、「新しい公」の主体との協働を推進し、市民活動をより活発化させるため、「新しい公」の進捗状況などについて評価するための市のしくみづくりを行うとともに、市民との協働による事業に対する全庁的な市の評価基準を定め、改善・見直しを図るしくみづくりを行います。

また、地域組織の活動をより活発化させるため、地域組織活動の根拠条例を整備すると共に「ゆめづくり地域予算制度」をより地域課題に活用できるようしくみづくりを行います。さらに、市民活動団体に対しても、市民公益活動実践事業の見直しや、公共施設などの利用を促進することで、市民活動を促進するためのしくみづくりを行います。

- ・ 考査制度による「新しい公」の評価
- ・ (仮称) 地域づくり組織条例
- ・ 市民公益活動の促進
- ・ 公共施設などの利用促進 など

(2) 「新しい公」の環境整備

市の縦割り組織を横断的に調整する機能や、地域組織などとの協働事業への取り組みや調整を進めるため都市内分権に対応した市の組織づくりを行います。

また、地域課題に対する地域組織の取り組みを推進するため、区や自治会、地区区長会、地域づくり委員会など複雑化している地域組織を見直します。さらに、市民活動の拠点となる市民活動支援センターの機能を充実させるとともに、(仮称)市民情報交流センターの管理運営の民営化を行うなど、市民活動を促進するための環境を整備します。

- ・ 都市内分権に対応した組織づくり
- ・ 市民活動保険の充実
- ・ 地域組織の見直し
- ・ 市民活動支援センターの機能充実 など

(3) さまざまな主体間のコーディネート

「新しい公」の主体となる地域組織や市民活動団体などの活動をさらに活発にするには、事業者や市などを含め、それぞれの主体が対等な関係のもとで協働を進めることが不可欠です。

そこで、市民と地域組織、市民活動団体、事業者、市などとの協働をコーディネートすることができる中間支援組織の育成に努めます。また、地域組織や市民活動団体などとの意見交換会や交流会を開催することで、さまざまな主体間の連携を促進します。

- ・ 関係機関の連携強化
- ・ 中間支援組織の育成支援
- ・ 市民活動団体などとの意見交換会や交流会の開催 など

(4) 情報の収集および提供

「新しい公」を進めるためには、今までのように市が「情報を一方的に公開、提供」する形から、地域組織や市民活動団体などとともに「考え、つくり、行動」するための情報を共有（対話）する形への変革が必要になります。

そこで、インターネットなどを活用した情報システムの整備を行い、先進事例や、国や県などの支援情報など市民活動を活発化させるための効果的な情報収集・情報提供の機能を充実させます。

また、市民活動への意欲を高めるため、広報紙などで、地域組織や市民活動団体の活動の積極的な情報発信に努めます。

- ・ 一元的な情報の収集・発信を行うしくみづくり
- ・ 国や県、事業者の支援事業の情報提供
- ・ 地域組織や市民活動団体などの活動紹介 など

(5) 「新しい公」を推進する人材の養成

「新しい公」を進めるため、市民などと市の協働の意識づくりなどの研修を行うとともに、さまざまな主体間の協働をコーディネートできる人材を養成します。

また、今まで市民活動に参加したことがない団塊の世代や次代を担う子どもたちが、社会参加の楽しさや重要性を身近に体験できるよう、団塊の世代を対象とした市主催の講座や、中学生の職場体験などを通じて、市民活動への参加を促進します。さらに、事業者に対しても市民活動への理解を広め、産業施策やまちづくりへの参画、災害時などの物資や人材などの提供を求めています。

- ・ 人材養成講座の実施
- ・ 生涯現役意識の醸成
- ・ 児童・生徒の市民活動への参加
- ・ 事業者の産業施策やまちづくりへの参画 など

(6) よりふさわしい主体での公共サービスの実施

市民活動団体などの活動が活発化してきたことなどにより、今まで市が行ってきた事務事業の中で、地域組織や市民活動団体で取組んだほうが、より効果的、効率的に行える事業があります。

そこで、地域組織や市民活動団体などが行える事業と、引き続き市が行うべき事業との仕分けを行うためのしくみづくりを行い、公共サービスの向上に努めます。

また、地域組織や市民活動団体などからの提案を受けて、市の事務事業などを地域組織や市民活動団体へ委託するしくみづくりを行います。

事業を委託する際には、必要な財源とともに権限や責任の所在についても整理して行います。

- ・ 考査制度による市の事務事業の見直し
- ・ 協働の視点による事務事業の仕分け
- ・ 提案型事務事業仕分けのしくみづくり など

(7) 「新しい公」を継続させるための経済的戦略

地域組織や市民活動団体など多様な主体が公共サービスを担っていくためには、団体や参加者のボランティア意識のみに頼った活動では限界があります。

そのため、公共サービスの受益者から適切な費用負担を求めるなど、安定的・継続的に公共サービスが提供されるよう、地域組織や市民活動団体などのコミュニティビジネスを推進するとともに、より効果的にコミュニティビジネスを行えるよう団体の法人化を支援します。また、市内事業者に対して、市民活動への参加や支援を求めています。

- ・ コミュニティビジネスの先進事例の研究と推進
- ・ 市事務事業の委託
- ・ 地域づくり組織などの法人化の促進
- ・ チャレンジショップなど事業化の推進 など

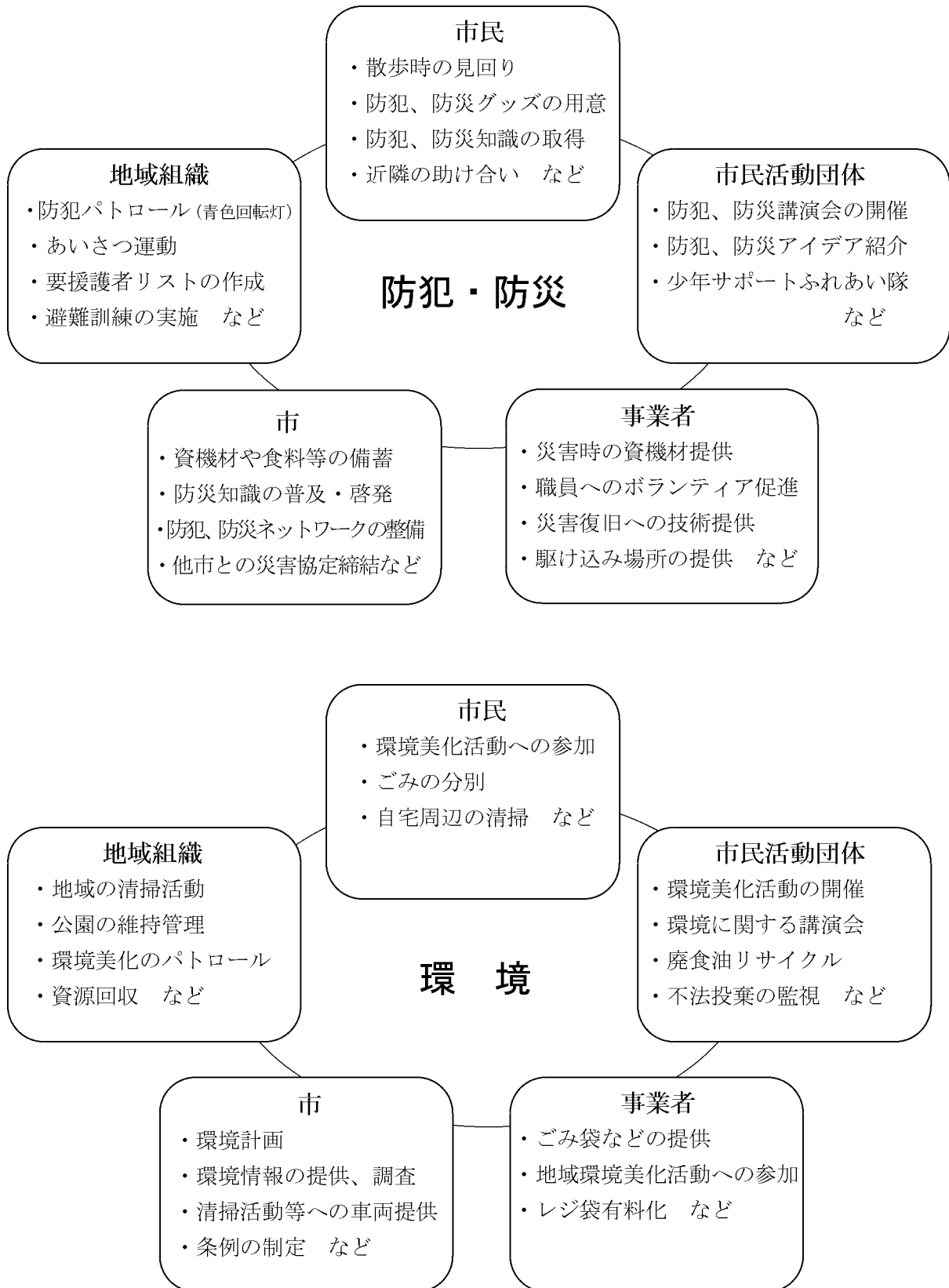
5. 今後に向けた取組み

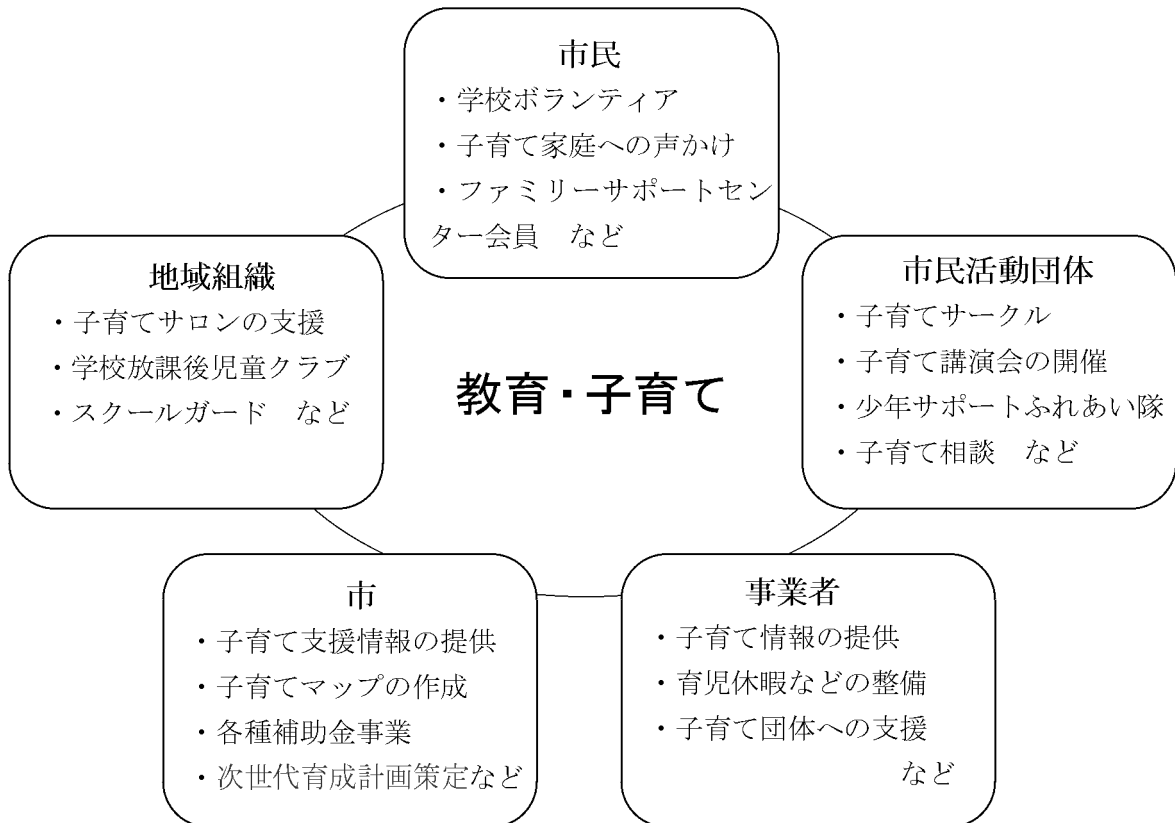
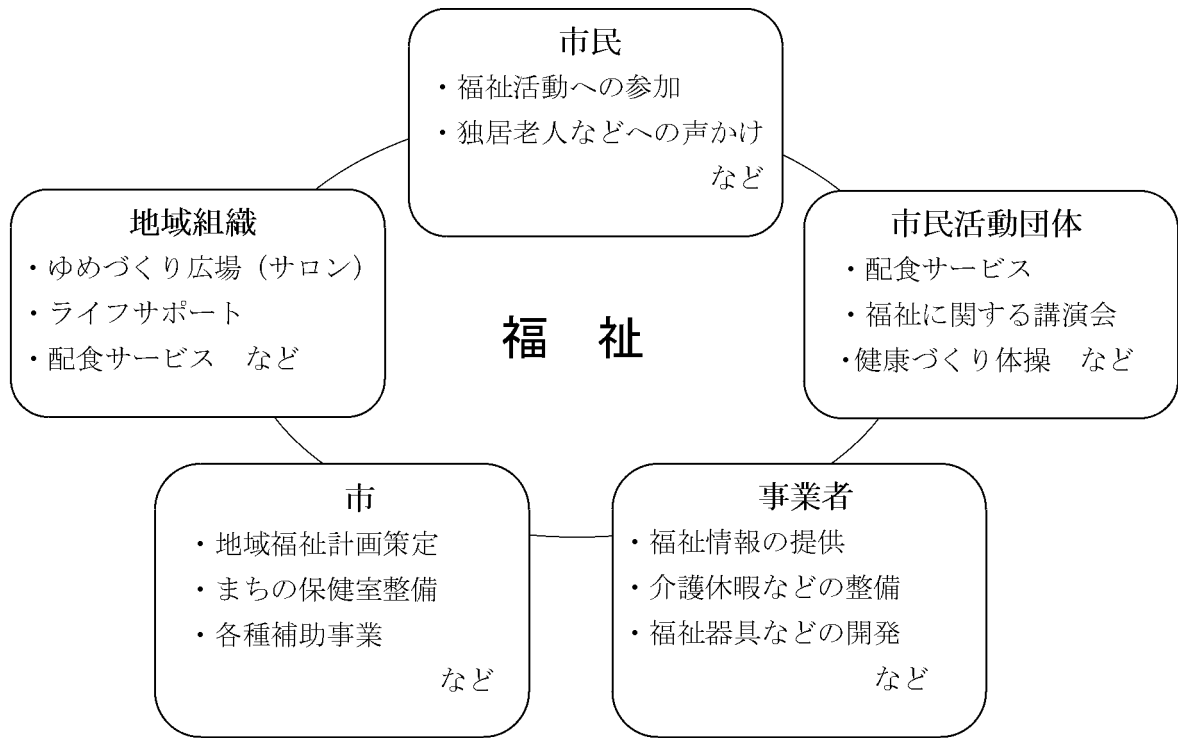
「新しい公」を進めて行くには、市の現状を踏まえ、市民と市が共に考え実践しながら、長期的な視野で、着実にステップアップしていく必要があります。

そこで、「新しい公」の取組みの普及・啓発や市民活動のあり方を継続的に検討し、評価を繰り返しながら、必要に応じて本指針の見直しを行い、「新しい公」を進めていくこととします。

6. 資料

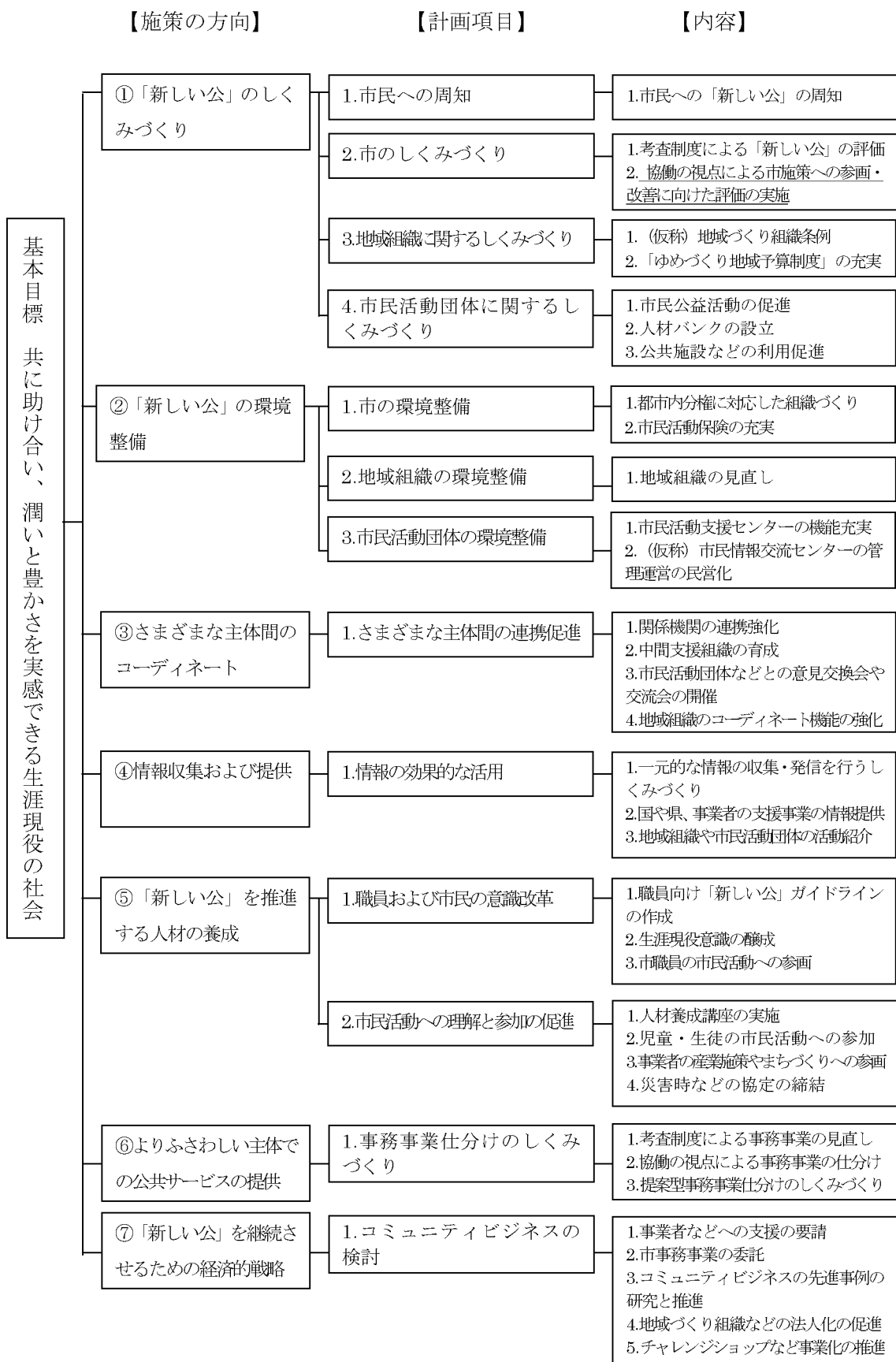
(1) さまざまな分野での「新しい公」のかたち (例)





(2) 「新しい公」を進めるための当面の取り組み

I 事業の体系図



II 基本計画事業

【「新しい公」の推進に関する施策の方向】

計画については、目標年度を平成23年度末として、年次的に計画を推進します。

①「新しい公」のしくみづくり

全庁的な共通認識の下で「新しい公」の主体との協働を進め、市民活動をより活発化させるためのしくみづくりを行うとともに「新しい公」に対する市民の理解を広げます。

計画項目	内容	担当室
1.市民への周知	1.市民への「新しい公」の周知 「新しい公」に対する市民の理解を広げ、市民活動に対する理解を得るため、広報紙やホームページ、出前トークなどにより積極的な周知活動を行います。	生活環境政策室
	2.市のしくみづくり	
3.地域組織に関するしくみづくり	1.（仮称）地域づくり組織条例 地域組織活動の根拠条例となる「（仮称）地域づくり組織条例」を整備します。	まちづくり推進室
	2.「ゆめづくり地域予算制度」の充実 ゆめづくり地域予算制度をより地域課題に活用できるようしくみづくりを進めます。	まちづくり推進室
4.市民活動団体に関するしくみづくり	1.市民公益活動の促進 市民公益活動実践事業を、市委託や市民提案事業、市民活動団体育成のための支援メニューに見直します。	まちづくり推進室
	2.人材バンクの設立 能力や資格を持った市民と、地域組織や市民活動団体などを結びつける人材バンクを設立します。	まちづくり推進室
	3.公共施設などの利用促進 市民活動の拠点となる公共施設がより活用されるよう、インターネットなどで空き室状況の確認や予約ができるなど、わかりやすい効果的な施設運営を行い利用の促進を図ります。また、市の遊休地などを地域組織や市民活動団体がさらに活用できるようしくみづくりを行います。	生涯学習室 管財室

②「新しい公」の環境整備

地域課題に対して、地域組織が自己決定・自己責任の下に主体的にまちづくりを進めることができるよう地域組織の機能を充実させます。また、市民活動団体の活動をサポートするための体制整備を行います。

計画項目	内容	担当室
1.市の環境整備	1.都市内分権に対応した組織づくり 地域課題解決のため地域の取り組みを側面から支援し、アドバイスと協力を通して地域づくりに参画できるよう市の組織づくりを行います。	行政改革推進室
	2.市民活動保険の充実 市民が安心して市民活動を行えるよう、市民活動保険の条件などの見直しを行い、さらなる充実を図ります。	まちづくり推進室
2.地域組織の環境整備	1.地域組織の見直し 地域組織の課題（区、自治会、地区区長会、地域づくり委員会などの地域組織の複雑化）を整理します。	まちづくり推進室
3.市民活動団体の環境整備	1.市民活動支援センターの機能充実 市民活動団体などの発展段階などに応じたきめ細やかな対応が行える機能を充実させます。	まちづくり推進室
	2.（仮称）市民情報交流センターの管理運営の民営化 民間のノウハウを生かして、市民活動団体のサポートを行うため、（仮称）市民情報交流センターの管理運営を民営化します。	まちづくり推進室

③さまざまな主体間のコーディネート

地域組織や市民活動団体、事業者、市などが対等な関係のもと、協働により「新しい公」を推進していきけるよう、それぞれの主体間のコーディネート機能の充実を図ります。

計画項目	内容	担当室
1.さまざまな主体間の連携促進	1.関係機関の連携強化 市民活動団体の支援を行う市民活動支援センター、ボランティアセンター、市それぞれの連携を進め、支援体制を強化します。	まちづくり推進室
	2.中間支援組織の育成支援 市民活動団体同士や、地域組織と市民活動団体、事業者、市などとの協働をコーディネートすることができる中間支援組織の育成に努めます。	まちづくり推進室
	3.市民活動団体などとの意見交換会や交流会の開催 市民活動団体や地域組織同士または市との交流や定期的な意見交換会などを開催します。	生活環境政策室
	4.地域組織のコーディネート機能の強化 地域課題の解決に向けて、市民活動団体などが、それぞれの地域で活動しやすいよう、地域住民との調整などを行う地域組織の機能を強化します。	まちづくり推進室

④情報収集および提供

地域組織や市民活動団体、事業者などと市が情報を共有しながら、「新しい公」を推進できるよう、それぞれの主体を結ぶことができる効果的な情報収集・提供に努めます。

計画項目	内容	担当室
1.情報の効果的な活用	1.一元的な情報の収集・発信を行うしくみづくり 市民活動支援センターなどで、地域組織や市民活動団体などの情報を一元管理のもとコーディネートし、情報を必要とする主体に適切に提供します。	まちづくり推進室
	2.国や県、事業者の支援事業の情報提供 協働事業を進める上で、地域組織や市民活動団体が受けることができる、国や県の補助金や、事業者の支援事業などの情報を積極的に提供し、活用を促進します。	まちづくり推進室
	3.地域組織や市民活動団体などの活動紹介 地域組織や市民活動団体が公共サービスの提供主体として市民から信頼を得るためや、団体の活動意欲を高めるため、団体の活動などを広報紙や市民活動支援センターのホームページを通じ紹介します。	生活環境政策室 まちづくり推進室

⑤「新しい公」を推進する人材の養成

「新しい公」を推進するため、積極的に地域課題に取り組もうとする市民や現場感覚を持った職員の養成に努めます。また、市民活動をプロデュースしたり、調整したりすることができる人材の養成を行います。

計画項目	内容	担当室
1.職員および市民の意識改革	1.職員向け「新しい公」ガイドラインの作成 「まちづくりは市民と行政が協働で取組む」、「市民と一緒に考えて考える」という意識を全職員が持ち、多様な主体との協働事業や委託事業がスムーズに進むよう、協働の視点などの観点を盛り込んだガイドラインを作成します。	生活環境政策室
	2.生涯現役意識の醸成 団塊の世代を中心とした「専門性」や「経験」を持つ人材に対して、市民活動への理解を深めることで、その能力を地域社会で生かしてもらうための意識改革に努めます。また、ふるさとづくりゼミナールなどで、市民活動への意識を醸成します。	生涯学習室
	3.市職員の市民活動への参画 市職員の地域活動や市民活動への積極的な参画を促進します。	生活環境政策室
2.市民活動への理解と参加の促進	1.人材養成講座の実施 「新しい公」に対する理解を深めるためセミナーやワークショップなどを開催します。また、市民活動のリーダーや、コーディネートを行える人材を養成するための講習会などを開催します。	生活環境政策室
	2.児童・生徒の市民活動への参加 次世代を担う児童、生徒が市民活動を通じて社会参加の重要性を理解できるよう、職場体験などの機会づくりをおこないます。	学校教育室
	3.事業者の産業施策やまちづくりへの参画 事業者の社会的活動を推進するため、参画事業者を広報紙などで紹介します。また、市入札制度への社会貢献の要件などの追加を検討します。	契約検査室 まちづくり推進室
	4.災害時などの協定の締結 事業者から、災害時などに物資や人材などの提供が受けられるよう協定を結びます。	危機管理室

⑥よりふさわしい主体での公共サービスの提供

地域組織や市民活動団体が担える事業と引き続き行政が行わなければならない事業を整理し、よりふさわしい主体で公共サービスが提供できるようしくみを整備します。また、地域組織や市民活動団体などからの提案を受けての委託についても推進していきます。

計画項目	内容	担当室
1. 事務事業仕分けのしくみづくり	1. 考査制度による市の事務事業の見直し 考査制度により「市が責任を持って行う公共サービスは何か」、「費用」対「効果」などの側面から、市の主要な事務事業の改善・見直しを行います。	行政改革推進室
	2. 協働の視点による事務事業の仕分け 地域組織や市民活動団体と協働により事業を行うときは、それぞれに協働の視点から役割と責任分担を明確化します。 また、全庁的な統一を図るためにガイドラインを作成します。	生活環境政策室
	3. 提案型事務事業仕分けのしくみづくり 地域組織や市民活動団体などからの提案を受けての事務事業仕分けの審議や実施について、その方法などを検討します。	生活環境政策室

⑦「新しい公」を継続させるための経済的戦略

地域組織や市民活動団体などが安定・継続して公共サービスを担うことができるようコミュニティビジネスを推進します。

計画項目	内容	担当室
1. コミュニティビジネスの検討	1. 市内事業者などへの市民活動に対する支援の要請 市内事業者に対し、市民活動への理解と支援を求めていきます。スポンサー制度の設立を検討します。	生活環境政策室
	2. 市事務事業の委託 地域組織や市民活動団体へ市の事務事業の積極的な委託を行い、その中で、活動に対する財源を得ることができるようなしくみづくりを行います。	生活環境政策室
	3. コミュニティビジネスの先進事例の研究と推進 他市のコミュニティビジネスの先進事例などを研究し、当市に適した活動を地域組織や市民活動団体などに紹介し、コミュニティビジネスの推進を図ります。	生活環境政策室 商工観光室
	4. 地域づくり組織などの法人化の促進 地域組織や市民活動団体などがコミュニティビジネスをより効果的に行えるよう法人化するためのサポートを行います。	まちづくり推進室
	5. チャレンジショップなどの事業化の推進 コミュニティビジネスの機会を積極的に提供するため、チャレンジショップなどの利用を促進します。	商工観光室